

遺産相続詐欺にご注意ください (2009年11月20日)

近頃、アラスカ在住の日本人数名に対し、個人資産管理人を名乗る人物から「貴殿を相続人とした上、死亡した日本人の遺産の請求手続きを取りたい。関心ある場合は連絡いただきたい」旨の手紙が届いています。

手紙には「イギリス在住のYukio R. Fujiwara という人物が最近滞在先のビルマ（ミャンマー）で家族と共に死亡し、自分はFujiwara氏の個人資産を管理している」と書かれていますが、在ミャンマー日本大使館によれば、最近 ミャンマー国内にてYukio R. Fujiwaraなる日本人が亡くなった事実はありません。

また、手紙を受領された日本人の方々はいずれも手紙の差出人及びYukio R. Fujiwara という人物とは全く面識がない由です。

従って、この手紙は詐欺の疑いが濃厚です。詐欺であった場合、仮に差出人に連絡を取ると、遺産の現金化や海外送金の手数料、現地政府に納める税金など、経費が必要であるとして多額の送金を求められます。送金した後は連絡が途絶え、お金は戻ってきません。

もしこのような手紙を受け取った場合は、決して差出人に連絡を取らず、(1) 手紙自体を無視する。または、(2) 米国郵便局調査部 (U. S. Postal Inspection Service) に対し、詐欺の疑いがある手紙を受け取った旨報告し、善処を求める (Tel 1-877-275-8777) ことをお勧めします。

このような事例は当地のみならず、他国及び米国内の他の地域においても発生しています。被害を受けないよう十分ご注意ください。